

南足柄市エイジフレンドリーシティ行動計画

〔 第9期南足柄市高齢者福祉計画・介護保険事業計画【概要版】を
エイジフレンドリー行動計画に位置付ける 〕

1 計画策定の趣旨 (計画書1ページ)

本市では、2000年（平成12年）の介護保険制度の開始にあわせて「第1期南足柄市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、その後は介護保険制度の改正ごと、3年に1度の見直しを重ねてきました。今年度は「第8期南足柄市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の見直しの年度にあたります。見直し後の計画期間中には、団塊の世代が全員後期高齢者となる2025年を迎えます。一般的に後期高齢者は前期高齢者に比べて支援や介護を必要とする方が多いことから、2025年度（令和7年度）以降に一層介護ニーズが高まると想定されています。また、人生100年時代を迎えるにあたり高齢者が生きがいを持って、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを実現していく必要があります。このような現状を踏まえ、介護保険制度の持続可能性の確保、健康寿命の延伸、フレイル予防の取組、地域共生社会の実現、認知症施策等のさらなる充実を図るため、「第9期南足柄市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定します。

2 計画の位置付け・期間 (計画書2～3ページ)

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項により策定が定められている「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条第1項により策定が定められている「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定したものであり、国が提示した基本指針や神奈川県「かながわ高齢者保健福祉計画（第9期）」及び「第8次神奈川県保健医療計画」、本市の最上位計画「南足柄市第六次総合計画」及び本市における福祉分野の上位計画「第4次南足柄市地域福祉計画」と整合が図られています。

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3か年計画です。最終年度である令和8年度に計画の見直しを予定しています。

令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第8期南足柄市 高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画			第9期南足柄市 高齢者福祉計画・介護保険事業計画			第10期南足柄市 高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画		

3 計画策定の方法 (計画書3ページ) *アンケートの調査概要は計画書16ページ

(1) 第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に向けたアンケート調査の実施

第9期南足柄市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

【調査対象、回収状況】

調査対象	配布数	回収数	回収率
一般高齢者	1,200 通	848 通	70.7%
在宅介護者	134 通	161 通	97.8%
施設サービス利用者	200 通	97 通	48.5%
40歳から64歳の若年者	400 通	155 通	38.8%
介護保険サービス事業所	60 通	54 通	90.0%

(2) 「南足柄市介護保険運営審議会」による協議・検討

本計画の策定にあたり、市内で高齢者福祉や医療、介護に携わる関係者や有識者、市民代表者等で構成された「南足柄市介護保険運営審議会」を5回開催し、協議・検討を重ねました。

(3) 「パブリックコメント」の実施

本計画が計画素案の段階で幅広く市民より意見を募り、計画に反映させるために、市民に素案を公開し、意見を募ります。

4 日常生活圏域の設定 (計画書4ページ)

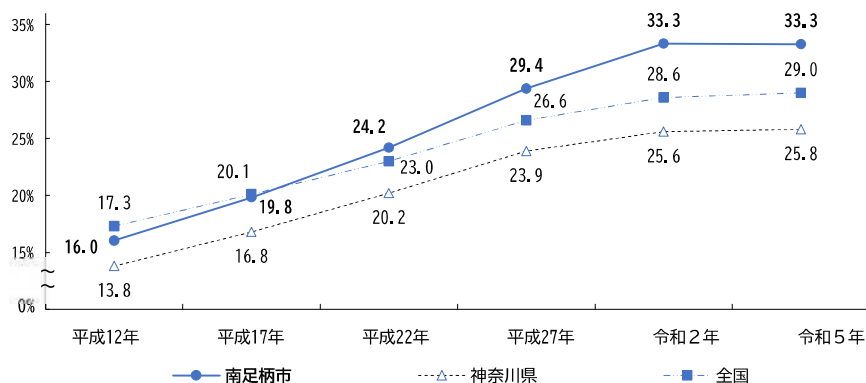
日常生活圏域は、介護保険法第117条第2項で「当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」と定義されています。この日常生活圏域ごとに今後必要となるサービス量を見込み、地域密着型サービスの必要利用者定員総数を算定することになっています。

本市では、地勢や人口規模、高齢者人口の割合及び将来人口の予測、福祉施設等資源の分布状況等を踏まえて、日常生活圏域を「北足柄・南足柄・福沢地区」と「岡本地区」の2圏域としてきました。本計画でも、第8期計画と同様に日常生活圏域を2圏域として設定します。今後も引き続き、圏域ごとに設置されている地域包括支援センターを中心として、市内の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、地域包括ケアシステムの深化を推進します。

5 高齢者を取り巻く現状と将来の状況（計画書6～30ページ）

（1）統計データにみる高齢者を取り巻く現状と課題

高齢化率の比較

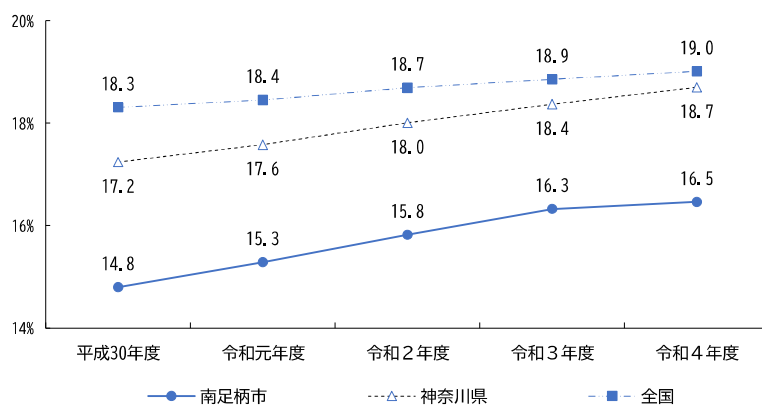


資料：平成12年～令和2年は「国勢調査」

令和5年は南足柄市「住民基本台帳（令和5年1月1日時点）」・神奈川県・全国「人口推計（令和5年1月1日時点）」

高齢化率を神奈川県や全国と比較すると、本市の高齢化率の伸び率が高いことがわかります。平成12年では全国よりも1.3ポイント低い高齢化率でしたが、平成17年では0.3ポイントまで差が縮まり、平成22年では1.2ポイント上回り、その後も差が広がっています。高齢化の進み具合によって必要となる施策も変わってくると思われることから、本市の状況に即した施策に取り組む必要があります。

第1号被保険者の認定率の比較



資料：平成30年度～令和3年度「介護保険事業状況報告（年報）」

令和4年度「介護保険事業状況報告（3月月報）」

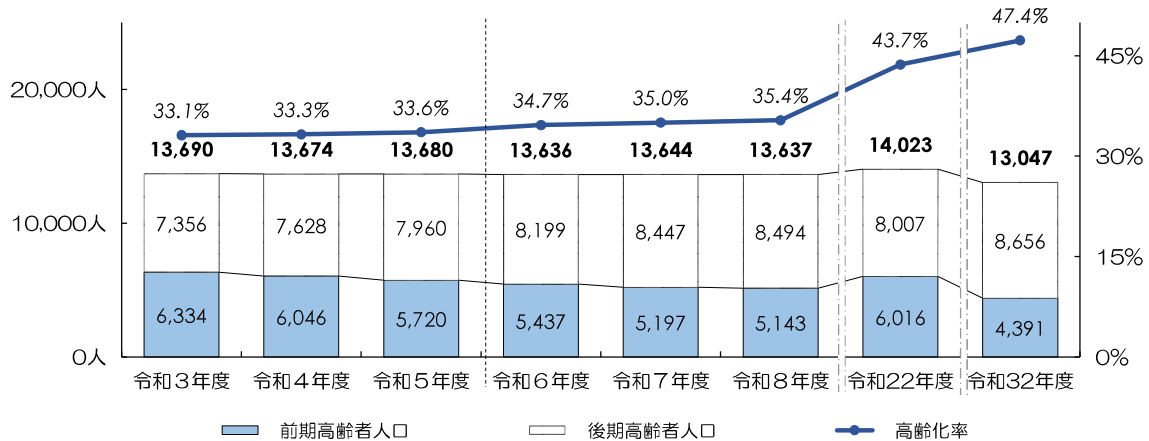
第1号被保険者の認定率を神奈川県や全国と比較すると、本市の認定率は低い水準であることがわかります。いずれも上昇傾向にあり、神奈川県や全国との差が縮まってきていることから、認定率の上昇を抑えるよう、健康づくりや介護予防事業を推進していく必要があります。

(2) アンケート調査結果からみえる南足柄市の課題

- ・健康や介護予防について知りたいことは「認知症の予防」が一般高齢者・若年者ともに最も多く、認知症への関心や、認知症にはなりたくないという意識を持っていることがうかがえます。そのため、認知症に関する正しい知識や理解に対する普及啓発が必要です。また、予防だけでなく、初期症状や相談窓口等の周知方法についても検討が必要です。さらに、認知症になっても住み慣れた地域で暮らせる仕組みづくりや啓発も必要です。
- ・一般高齢者で「介護保険サービスが低下しても、介護保険料は高くないようにすべきである」と回答した方が2割を超えて多くなっています。そこで、介護保険制度について改めて学ぶ機会を設けるとともに、介護保険料の算出方法と関連付けて介護予防の重要性を周知することも大切なことだと言えます。
- ・元気な人生を送るために市に求めることとして「外出しやすいまちづくりの推進」が一般高齢者・若年者ともに最も多くなっており、外出が一人ひとりの元気な人生や彩りのある生活に大きく関係していると思われます。また、高齢や介護が必要な状態になると車の運転ができなくなることも、この結果に影響していると言えそうです。公共交通機関や予約型乗合タクシーの充実をはじめ、杖や車いすでも移動しやすい歩道やスロープの整備、手すり付きのトイレの整備等、移動手段そのものだけでなく、外出することに不便を感じない環境を整えていく必要があります。
- ・本格的な高齢社会に対応していくために行政などが力を入れるべきこととして、「介護する家族に対する支援」が一般高齢者・施設サービス利用者・若年者・介護保険サービス事業所のすべてで最も多くなっています。背景には、施設入所の経済的負担や介護の担い手不足などを理由に、家族が自宅で介護をする必要性の高まりを幅広い年齢の方が感じ取っていることがあると考えられます。しかし、「介護する家族に対する支援」といっても、その内容は多岐にわたっていると考えられることから、個々の支援ニーズを正しく把握し、迅速に支援できる体制を整える必要があります。
- ・介護保険サービス事業所の6割が、職員が『不足している』と回答しています。また、経営上の問題として「従事者の確保が難しい」が約半数で最も多く、次いで「事務作業量が多い」、「介護報酬が低い」などが続きます。また、経営上の課題として挙げられている事務作業量の多さや介護報酬の低さも、職員の負担増やモチベーションの低下につながると考えられます。市としては、介護に対する世間のイメージの改善に取り組んだり、事務作業の削減や介護報酬の上昇を神奈川県や国に求めたりする等、市としてできる支援を行っていく必要があります。

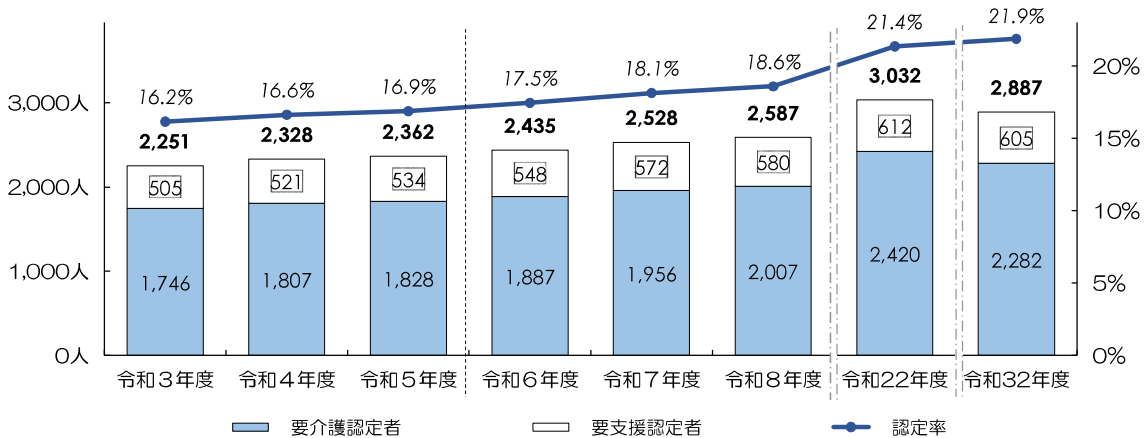
(3) 将来推計

高齢者人口の推計



国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(平成 30(2018)年推計)」の公表値によれば、第9期計画期間の最終年度である令和8年度では、65歳以上の高齢者は13,637人(後期高齢者は8,494人)、高齢化率は35.4%に上昇すると見込まれます。

要支援認定者及び要介護認定者の推計



令和3年度から令和4年度における性別・年齢階層別・要介護度別の認定率の伸びを用いて、令和32年度(2050年度)までの要支援認定者及び要介護認定者数を推計すると、第9期計画期間においては要支援認定者・要介護認定者数、認定率はいずれも増加傾向で、計画期間の最終年度の令和8年度(2026年度)では、要支援認定者は580人、要介護認定者は2,007人に、認定率は18.6%に達すると見込んでいます。

6 計画の基本理念 (計画書31ページ)

本市が高齢者にとっていきいきと生活できる心安らぐまちであり続けられるよう、第8期計画に続き

『高齢者が生きがいを持って、住み慣れた地域で安心して暮らせるまち』
を本計画の基本理念とし、継続的に高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進します。

7 計画の基本目標 (計画書31ページ)

基本目標Ⅰ いつまでも健やかで、生きがいを持って暮らせるまち

人生100年時代を迎え、いつまでも健やかで、生きがいを持って暮らせるまちを実現するためには、健康な心身が基盤となっています。食生活や運動習慣の見直しや、健康診査やがん検診の実施、フレイル予防などの健康づくりを通して疾病の予防、病気の早期発見等に取り組み、健康寿命の延伸を目指します。また、身体健康だけでなく、「こころの健康」として、就業や社会参画活動を通して、自分らしく暮らせるよう、生きがいづくりを進めます。

基本目標Ⅱ 住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるまち

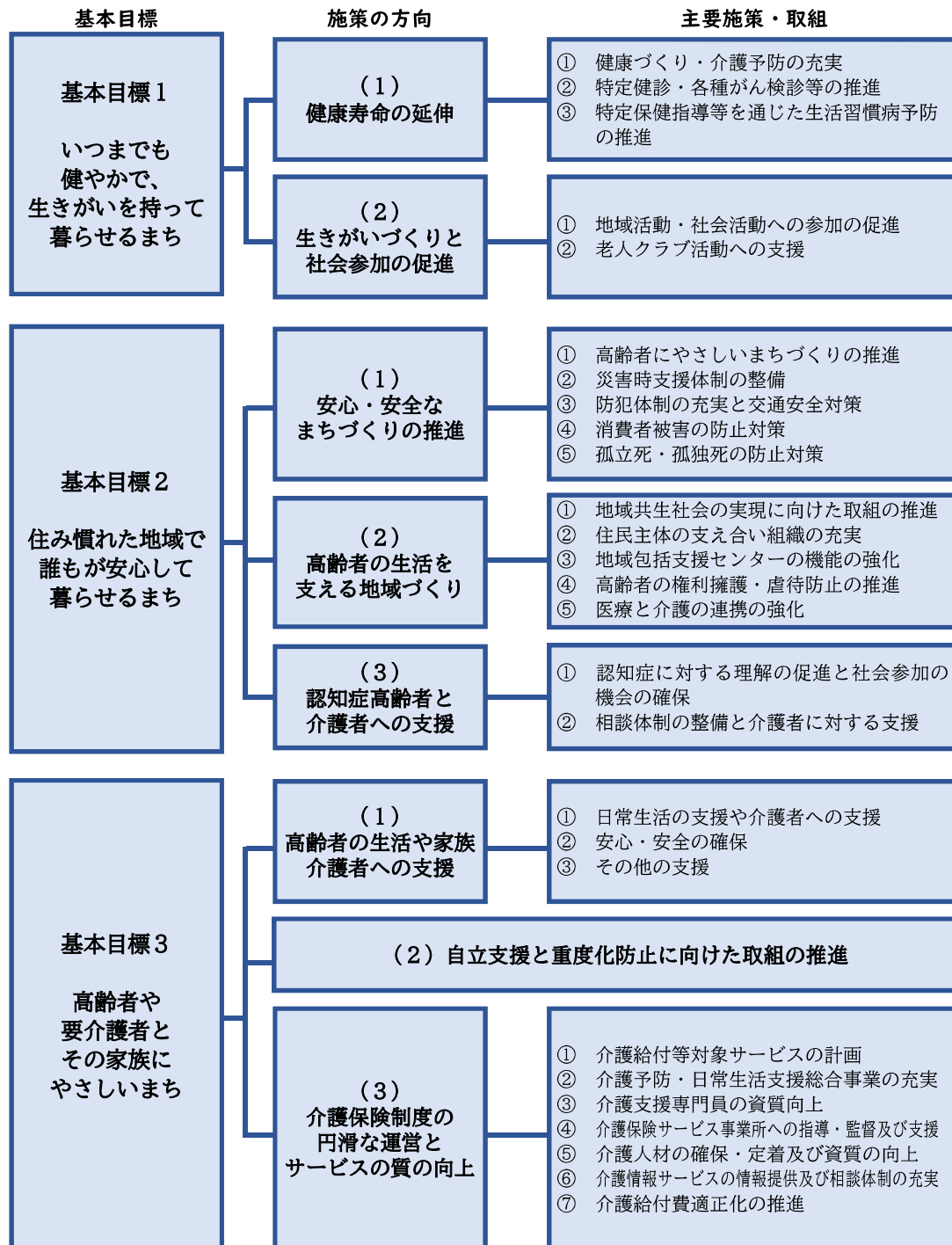
高齢者が住み慣れた地域で引き続き安心して暮らすことができるようにするため、医療や介護、介護予防、生活支援などが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を推進し、さらにそれを深化させるとともに、高齢者はもとより、誰もがその人らしく暮らすことができる地域共生社会の実現を図ります。また、認知症の高齢者と介護者への支援や、ひとり暮らし高齢者等の支援を重点的に取り組みます。さらには、引き続き災害時の支援体制の整備や防犯体制などの充実を図り、安心・安全なまちづくりを進めます。

基本目標Ⅲ 高齢者や要介護者とその家族にやさしいまち

高齢者はもとより、高齢者を支援する家族も住み慣れた地域で生活を継続できるとともに、より豊かな生活を送ることができるよう、引き続き支援を受けることができる体制の整備に取り組みます。また、個々の状態に応じた自立支援・重度化の防止や、介護保険サービス事業者への支援等を通して、需要に応じた質の高い介護保険サービスの安定的な提供を行います。

8 施策の体系 (計画書 32 ページ)

基本理念 高齢者が生きがいを持って、住み慣れた地域で安心して暮らせるまち



9 介護保険料の算定 (計画書 96～100 ページ)

介護保険料は、基準人口や認定者の人数、サービス総費用等から算出した計画期間中のサービス見込量から必要となる総給付費等を導き出すことにより、決定されます。

【第9期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料】

所得段階	対象となる方	保 険 料		
		保険料率	月額	年額
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、または世帯全員が住民税非課税でかつ本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.455 (0.285)	2,343 円 (1,468 円)	28,120 円 (17,610 円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の人	0.685 (0.485)	3,528 円 (2,498 円)	42,330 円 (29,970 円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間120万円を超える人	0.690 (0.685)	3,553 円 (3,528 円)	42,640 円 (42,330 円)
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税で本人の前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人	0.900	4,635 円	55,620 円
第5段階 (基準)	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税で本人の前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が年間80万円を超える人	1.000	5,150 円	61,800 円
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.200	6,180 円	74,160 円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.300	6,695 円	80,340 円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.500	7,725 円	92,700 円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.700	8,755 円	105,060 円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.900	9,785 円	117,420 円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.100	10,815 円	129,780 円
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.300	11,845 円	142,140 円
第13段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上の人	2.400	12,360 円	148,320 円

※第1段階から第3段階まで公費による負担軽減を実施する見込みであり、実施後は括弧内の保険料率及び保険料額となります。

【第8期保険料から第9期保険料への増減率】

第8期保険料月額	⇒	第9期保険料月額	伸び率
5,075 円		5,150 円	1.5%

10 計画の推進体制 （計画書 101 ページ）

本計画は、高齢者やその家族、介護保険サービス事業所等を主な対象としていますが、今後は地域包括ケアシステムの充実や地域共生社会の実現に向けた地域のあらゆる主体による支え合い活動が重要となってくるため、市民に広く本計画について幅広い世代に周知するとともに、地域包括支援センターを中心に相談体制を充実し、高齢者福祉分野・介護分野に限らず、必要に応じた支援へとつなげていきます。

また、庁内関係各課や介護保険サービス事業所等以外にも、高齢者に関わる医療や福祉、保健分野の専門機関とも密に連携を図り、高齢者のニーズを細かく把握することで適切な支援を行い、行政と各分野の連携に留まらず、分野同士の連携を強化するためのネットワークづくりにも努めます。

さらに、PDCAサイクルに則って施策・事業を評価・検証し、必要に応じた改善を行うことで、常に応用性のある施策・事業を実施できるようにします。

11 SDGs の達成に向けた取組 （計画書 102 ページ）

本市においては、SDGs の理念である『誰一人取り残さない』持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現は地方自治体の行政運営の基本的な考え方と共通すると考えています。そこで、本市の最上位計画である南足柄市第六次総合計画にSDGs の 17 のゴールと関連付けた施策を定め、市全体でSDGs の達成に向けて取り組んでいます。本計画に関係する「高齢者福祉の充実」については、以下の4つのゴールの達成を目指します。

南足柄市第六次総合計画「高齢者福祉の充実」に関連するSDGs のゴール

